

構造改革特別区域計画書

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県上房郡有漢町

2．構造改革特別区域の名称

有漢町農地有効利用活性化特区

3．岡山県上房郡有漢町の全域

4．構造改革特別区域の特性

(1) 農業の現状

有漢町は、岡山県の中北部に位置し、南部は吉備高原、北部は備中高原に面している。気象条件は、県南部に比べると気温はやや低く、県北部に比べると温和である。地域内では比較的温暖な低地部と昼夜の温度差がある高原部に大別される。年間平均気温は13.5、年間降水量は1400mm、冬期における積雪は山間部で10～15cm程度である。

本町における水田は358.8haであり、全耕地面積の53%を占めている。町内のほ場整備はほぼ全域で進んでいるが、全域中山間地域の地形である。

若年層を中心とした人口流出による後継者の減少とともに、農業従事者の高齢化や女性への依存が進んでおり、農業の担い手不足が一層深刻化し、耕作放棄地が拡大している。

交通面では、平成9年に岡山自動車道が開通し、それに伴い町のほぼ中央へ有漢インターチェンジが設置され、町内全域から10分前後で行くことができ、岡山市・倉敷市等都市部への通勤が可能となった。

また、町内はもとより近隣の市町村の方もこのインターチェンジを利用している状況である。

5．構造改革特別区域計画の意義

現代社会の構造は、仕事環境が大都市に集中し、それに伴い若者も地方から大都市に流出しているのが現状である。

しかし、近年退職者やスローライフを求め、イターン者が増えてきており、これらの者を積極的に受け入れ都市住民との交流から地域の活性化を目指していくことが重要である。

また、小規模農地を耕作することによって耕作放棄地の解消と既存耕作地の保護にも貢献し、都市交流が一層深くなるものと考えられる。

本計画は、都市住民にとっては「田舎」の良さを感じとり農地への愛情を促し、地域住民にとっては活性化が促進され耕作放棄地の解消を実現するものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

(1) 本町の耕作放棄地は各地域に点在しており、やはり若者の町外流出による後継者不足によるものが多く、農業従事者の高齢化等により一層耕作放棄地が増加傾向にある。

利用権設定による農地流動化を図ってみるものの、平坦部等の比較的耕作条件の良い農地は流動化が進むが、耕作条件の悪い山間部では農地の集積が非常に困難である。

しかし、Iターン者の多くは、スローライフを求めるため比較的的山間部で、しかも10a以上30a未満の小規模農地が好まれる傾向である。

このような小規模農地の保有を求めるIターン者は、現在の制度では農地を保有することができないのが現状であり、農地取得後の農地の下限面積要件緩和が急務である。

(2) 祖先から受け継がれたきた、豊かな自然や多彩な歴史文化と共に、安全でおいしい食材を提供してきた経営耕地は、人口の流失や産業構造の変革により年々減少してきている。

こうした傾向に歯止めをかけるため、過疎化が心配されている集落での後継者農家が確保され、遊休化している農地が有効に活用され、子供たちが豊かな自然環境や安全な食料で生活が出来る基礎構造を推進する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 高齢や耕作困難となったことで離農、又は耕作放棄する農家が所有する農地に対し、下限面積を10aに緩和することで、年間1～2名の農業参加者が増加し、10年間で20世帯人口70名(1世帯当たり平均3.5人)の人口増につながり、小規模農地の権利移動がスムーズに行うことができ、耕作放棄地面積の解消が年間20～50a見込まれ10年間で2～5haの農地が有効利用が図られる。

(2) 小規模農地や安価な宅地又は町営住宅の提供により、若者の定住が促進できる。

それに伴い幼児学園の園児、小学校の児童、または中学校の生徒が増加し、人口減少傾向に歯止めがかかることが期待できる。

また地域に根ざした定住を促進する観点からも、岡山市等県南部への通勤が平均1時間と通勤可能なことから、若者の新規参加を促進し、地域の担い手のリーダーとして期待でき、休日を利用して農業を営むことにより家庭の団欒の中で農業に接することで、子供達の心豊かな形成の場とするなど、さまざまなタイプの経営展開についても期待できる。

8. 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による
農地の利用増進事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業(国)

中山間地域等では、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下大き

な経済的損失が生じることが懸念されている。このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている地域24集落において、農業生産の維持、多面的機能を確保するという観点から、中山間地域等直接支払事業を実施している。

(2) 土地改良助成(町)

農業を将来にわたり発展的に維持し、改新的新技術の実用化及び低コスト、省力化等農業生産基盤の改良、改善を促進するため、農地改良等に要する経費に対し補助している。

別紙

1 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進
(1 0 0 6)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において農地等の権利を取得し、農地等を有効活用して営農を継続する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日以降

4 特定事業の内容

永続的な農業経営の意志を有し、農産物等の栽培を新規に開始するため農地の取得をする場合、現在50アールとなっている農地取得後の下限面積を、特例措置により10アール以上の下限面積において農地取得を認めるものである。

5 当該規制の特例措置の内容

本町における経営耕地面積は平成2年には461haであったものが平成12年には385haに減少している中、特に遊休農地の実態は憂慮すべき状況であり、山間地の農地が多いことから雑木等の発生により、農地として再生不可能な状況に陥りやすい条件を抱えており平成2年には30haであった遊休農地は平成12年には32haに拡大している。耕作放棄率で見ても同6.5%から8.3%に増加し県平均を上回る率となっている。このままでは耕作放棄地は平成2014年には36haにも達するものと見込まれている。

本町の農業の多くは水稲であり、農地全体の全耕地面積の53%を占めている。

町内のほ場整備はほぼ全域進んでいるが、全域中山間地域の地形で、高齢化が着実に進んできており65歳以上の従事者数は平成2年に612人だったところ平成12年には749人に増加しており、高齢化率は平成2年度が24.2%、平成12年度では35.6%となっている。認定農業者数も平成12年に28人だったところ平成15年には25人と減少しており、このままでは新規の就農者も見込まれず、農業の担い手不足が深刻化してきている。

これまでも、農業委員会組織と連携して遊休農地解消対策等を協議してきたが、既存農業者による営農規模の拡大等自助努力を期待するには限界があり、既存移住者及び新規移住者の農業への参入は、遊休農地の解消と多面的、公益的機能維持を図るうえで効果的な方策である。

いくら土地基盤整備が出来ていても小区画田が多いため土地利用率が低く、耕作放棄地が確実に拡大している現状のなか既存移住者及び新規移住者の農業への参入することは遊休農地の解消につながり、農業者の高齢化により拡大意欲もこれ以上みられない。

以上のことから農業上の効率的且つ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがな

いと判断する。

また、平成9年3月開通の岡山自動車道には有漢インターチェンジがあり、町外はもとより県外をも視野に入れ、10年間で10～20名程度の新規移住を見込まれる。現在50アールとなっている農地取得後の下限面積を、特例措置により10アールにすることでこれらの移住者の就農を促進し、地域の農業を活性化することができる。

新たな農業者の参入を契機に遊休農地の利活用の促進を図ることは、当町の農業・農村の活性化のために重要な施策であると考えている。